

5 医療券による医療費援助

令和4年度就学援助認定の児童・生徒が対象の制度です。
通常、医療機関を受診する際は、窓口で総医療費の3割を負担しますが、
下記の病名の場合、学務保健係発行の医療券を医療機関へ提出すれば無料で受診できます。

※「子ども医療証」・「ひとり親家庭医療証」との併用はできません。
※豊中市立小・中学校の在籍者のみ使用できます。

【対象病名】トラコーマ・結膜炎・白せん(水虫)・かいせん・膿かしん(とびひ)・中耳炎・慢性副鼻腔炎(ちくのう)・
アデノイド(咽頭扁桃増殖症)・う歯(むし歯)・寄生虫病

下記の太枠で囲まれている金額が「審査対象額」です

◎ 令和4年度(2022年度)住民税の課税明細書(自営業等の方)

令和4年度 市民税・府民税 納税通知書		(税額決定通知書) 2/2枚目
3 所得、控除等の明細		お問い合わせ番号
収入金額・所得金額・繰越損失額等(円)		
		合計所得金額
		繰越損失額
所得控除額(円)		

◎ 令和4年度(2022年度)住民税特別徴収税額の通知書(会社員等の方)

令和4年度 給与所得等に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)	
所得	給与収入 給与所得(所得金額調整控除後) その他の所得計
課税標準	主たる給与以外の合算所得区分 総所得金額①
所得	雑損 医療費 社会保険料
控除	障・寡・ひ・勤 配偶者 配偶者特別 控老 扶養親族該当区分 本人該当区分 繰

◎ 令和3年分(2021年分)源泉徴収票

(共働きでパート収入がある場合は、この金額を主たる生計者の所得に加算)

令和3年分 給与所得の源泉徴収票	
支払を受ける者	住所又は居所 氏名
種別	支払金額
(源泉)控除対象配偶者の有無等	配偶者(特別)控除の額
	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)
	16歳未満扶養親族の数
	障害者の数(本人を除く)
	非居住者である者の数

～保護者のみなさまへ～

令和4年度(2022年度)

就学援助制度の申込受付を始めます

教育委員会では、お子さまが小・中学校へ就学するために必要な学用品費などの援助を行っています。
この制度の利用を希望される方は、このプリントをよくお読みのうえ、お申込みください。

なお、この制度は **毎年度お申込みが必要** ですので、
昨年度認定の方も必ずお申込みください。

◎ 援助を受けられる方は

お子さまを小・中学校に通学させている保護者で、
令和3年分(2021年分)(令和3年(2021年)1月～令和3年(2021年)12月)の所得の合計が
認定基準額以下の方。

詳しくは2ページをご覧ください。

※特別支援学校に通学されている方は対象外となります。

※生活保護法による教育扶助を受けている世帯は就学援助を受けることはできませんが、
同法による保護の手続き中の方は、この制度もお申込みください。

申込受付について

今年度は2つの申込方法からお選びいただけます。従来の会場受付もしくは豊中市ホームページから
電子申込でお申込みください。

※会場受付は、新型コロナウイルス感染症の影響により急きょ変更及び中止する場合があります。

1. 会場受付

集中受付	5月25日(水)～6月3日(金) (土曜・日曜を除く)	9:00～17:15	豊中市役所 (第二庁舎1階 ロビー)
	6月6日(月)以降 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)	9:00～17:15	豊中市役所 学務保健課 学務保健係 (第一庁舎6階)

2. 電子申込

申込受付期間中に豊中市ホームページで、「電子申込システム」を検索いただき、就学援助の
申込手続きを行ってください。

電子申込システム

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kurashi/denshi/denshi_s/mousikom.html



※ **申込みは、8月24日(水)まで** にお済ませください。

(8月25日以降の申込みは、1学期分の援助は対象外となります)

※審査結果は、郵送にて通知します。

○ 申込みが5月25日～6月10日 … 審査結果は7月末頃郵送

○ 申込みが6月11日以降 … 審査結果は8月以降郵送(申込みから1～2か月程度)

必要なもの

① 保護者名義の振込先がわかるもの(預金通帳等)

② その他、家庭の状況により別途書類が必要です。詳しくは、2ページをご覧ください。

豊中市教育委員会事務局 学務保健課 学務保健係(豊中市役所 第一庁舎6階)

〒561-8501 豊中市中桜塚3丁目1番1号 電話:06-6858-2553

1 申込受付

◎ 期 間 … 令和4年(2022年)5月25日(水)～令和5年(2023年)2月28日(火)
9:00～17:15 (土・日・祝日・年末年始を除く)

申込時期により、支給額が変わります。(詳しくは3ページをご覧ください)

5月25日(水)～8月24日(水)の申込 …… 1学期分 + 2学期分 + 3学期分

8月25日(木)～12月28日(水)の申込 …… 2学期分 + 3学期分
(電子申込は12月31日(土)まで)

1月4日(水)～2月28日(火)の申込 …… 3学期分のみ
(電子申込は1月1日(日)から)

◎ 場 所 … 詳しくは、1ページをご覧ください。

◎ 必要なもの ① 保護者名義の振込先がわかるもの(預金通帳等)
② その他、下記にあてはまる場合は、別途書類が必要です。

該当事項	必要書類
令和4年1月1日時点で、他市にお住まいだった場合	下記のいずれか A 市区町村発行の令和4年度(2022年度)課税証明書※ B 令和4年度(2022年度)住民税の課税明細書(コピー可) C 令和4年度(2022年度)住民税特別徴収税額の通知書(コピー可) D その他、所得を証明できるもの
令和3年1月以降に主たる生計者が失業し、現在も失業中の場合	雇用保険受給者証・離職票・廃業届のいずれか(コピー可)
ひとり親世帯の場合	児童扶養手当受給証書、ひとり親家庭医療証等
同一世帯に身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる場合	手帳(コピー可)
令和3年1月以降に生活保護の適用が廃止となった場合	生活保護廃止証明書
令和3年1月以降に火災等の災害で、家屋が全半壊・全半焼・流失・床上浸水のいずれかの被害にあわれた場合	り災証明書等、被害を証明できる書類
令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響により所得が減少した場合	令和4年1月以降に所得が減少した時点からの連続した3か月分の給与明細書等

※居住された市区町村で所得の申告を済ませておいてください。(課税証明書の発行時期は、おおむね6月以降になりますが、詳しくは居住されていた市区町村に確認してください。)

2 所得等の審査

◎ 認定基準額 (令和3年(2021年)1月～12月の所得により判定)

家族人数	標準基準額	家庭の状況によって下記を標準基準額に加算した額により判定します。	
2人	2,434,400円	ひとり親世帯	+30万円
3人	2,734,400円		
4人	3,034,400円	障害者世帯 (障害者1人につき、右記加算額を加算)	+45万円
5人	3,334,400円		
6人以上は1人につき30万円加算			

※対象児童・生徒と同一世帯に住居登録(住民票に記載)している世帯員全員の所得をもって審査を行います。ただし、父または母(保護者)が単身赴任などで住所が別の場合は、その者の所得も合算します。

※所得額については、令和3年分の源泉徴収票や確定申告の控え等を参考にしてください。(4ページ参照)

※給与所得、公的年金等所得のいずれかがある方は、総所得金額から10万円を差し引いた額を、所得額とします。

※火災等の災害にあわれた方や現在失業中でお困りの方はお申し出ください。

※配偶者と離婚調停中の場合等、事情によりひとり親世帯として審査できる場合がありますので、お申し出ください。

◎ 所得等の申告

申込受付後に審査を行うため、市民税課で所得等を調査します。

このとき、**令和3年分(2021年分)の所得の申告をしていない場合は審査ができませんので、必ず申告を済ませておいてください。**また、所得申告の際は以下の点にご留意ください。

- 子どもや配偶者など扶養家族がいる場合 … 扶養家族の記入
- ひとり親世帯にあてはまる場合 … 申告書の該当欄に (チェック) を記入
- 給与収入が55万円以下の場合、所得は0円となりますが、その場合も所得の申告は必要です。

3 審査結果

審査結果は、郵送にて通知します。

- 申込みが5月25日～6月10日 … 審査結果は7月末頃郵送
- 申込みが6月11日以降 … 審査結果は8月以降郵送(申込みから1～2か月程度)

所得の申告をしていない場合や、書類不足等の不備がある場合は、6月10日までの申込みであっても審査結果の通知が遅れる可能性があります。

4 支給について

認定者には、保護者名義の口座へ年2回に分けて支給しますので、令和5年(2023年)3月末までは口座を解約しないでください。また、振込口座の変更を希望される場合は、学務保健係までご連絡ください。

※申込み日が6月11日以降の場合や、所得の申告をしていない場合、書類不足等の不備がある場合などは、8月末・2月末から支給日に変更となる可能性があります。支給日は審査結果の通知にてご確認ください。

支給予定額	小学校			中学校	
	1年生 ※2 ()は新入学児童学用品費	2～5年生	6年生 ()は新入学生徒学用品費	1年生 ()は新入学生徒学用品費	2～3年生
[1回目支給](1学期分) 令和4年8月31日(水)予定	4,808円 (63,100円)※3	5,636円	5,636円	9,104円 (79,500円)※3	9,928円
[2回目支給](2・3学期分) 令和5年2月28日(火)予定	8,422円	9,864円	9,864円 (79,500円)※3	15,936円	17,382円
年間合計 ※1	13,230円 (63,100円)※3	15,500円	15,500円 (79,500円)※3	25,040円 (79,500円)※3	27,310円

※1 1学期からの認定を受け、4月～翌3月まで受給資格がある場合の支給額です。年度中に転入があった場合や生活保護が開始・廃止された場合は支給額が変わります。

※2 小・中学校1年生対象の新入学児童・生徒学用品費の支給は、8月24日までに申込みをされた方が対象となります。

※3 小学校入学前または小学校6年生で新入学児童・生徒学用品費の支給を受けた場合は、小・中学校の1年生進級時に就学援助費の認定を受けても、新入学児童・生徒学用品費は支給されません。

◎ 上記の金額に、以下の費目を加算して支給します。

給食費 豊中市立小・中学校 在籍者のみ	保護者が支払済の額 ※就学援助費の認定を受けると、審査結果の通知の発行日の翌学期から、保護者は給食費を納付する必要はありません。 詳しくは、審査結果の通知に同封する給食費についてのお知らせをご確認ください。 (例) 7月末に認定の審査結果通知を受け取ると ・保護者が支払済の給食費(1学期分)を、1回目支給時に加算。 ・2・3学期分の給食費については、保護者は納付する必要はありません。 また、2回目支給時には加算されません。 (注) 1学期の中学校給食は選択制となりますので、利用していない場合は、支給対象になりません。 利用される場合は、事前に利用登録手続きをし、給食の予約をご自身で行ってください。
修学旅行費 参加者のみ	小学校：24,000円までの実費額 中学校：60,000円までの実費額 ※1学期に行事が実施された場合は1回目支給時に加算。 ※2学期・3学期に行事が実施された場合は2回目支給時に加算。
林間・臨海学舎費 参加者のみ	小学校：3,690円までの実費額 中学校：6,210円までの実費額 ※行事の時期等によって、1回目・2回目の支給日とは別に支給する場合があります。その場合は別途振込み通知をお送りします。
新型コロナウイルス感染症対策費 支給者全員	小学校・中学校：一律 20,000円 新型コロナウイルス感染症の対策として、マスク・消毒液などの購入にかかる費用を支給します。

※就学援助費の支給に際し、学校諸経費及び給食費の未納状況や、修学旅行及び林間・臨海学舎への参加の状況について調査します。

※学校諸経費、修学旅行費及び林間・臨海学舎費が未納の場合は、学校長に、学校給食費が未納の場合は、豊中市長に直接支払うことがあります。